

役員給与規程（平成31年規程第1号）の一部を次のとおり改正する。

令和7年 月 日改正
経営委員会

新	旧
<p>役員給与規程</p> <p>平成31年規程第1号 平成31年1月21日制定 令和5年11月30日改正 <u>令和7年 月 日改正</u></p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(俸給)</p> <p>第3条 俸給月額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 理事長 <u>1,711,000円</u></p> <p>(2) 監査委員である経営委員 <u>1,007,000円</u></p> <p>(3) 理事（管理運用業務担当） <u>1,656,000円</u></p> <p>(4) 理事（前号に掲げる者を除く。） <u>1,214,000円</u></p> <p>第4条～第8条 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項<u>から第5項</u>に規定する額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>役員給与規程</p> <p>平成31年規程第1号 平成31年1月21日制定 令和5年11月30日改正</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(俸給)</p> <p>第3条 俸給月額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 理事長 <u>1,692,000円</u></p> <p>(2) 監査委員である経営委員 <u>996,000円</u></p> <p>(3) 理事（管理運用業務担当） <u>1,638,000円</u></p> <p>(4) 理事（前号に掲げる者を除く。） <u>1,201,000円</u></p> <p>第4条～第8条 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項<u>及び同条第3項</u>に規定する額とする。</p> <p>3 略</p>

新	旧
<p>第10条～第12条 略</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第13条 非常勤役員手当の月額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 経営委員長 <u>819,000円</u></p> <p>(2) 監査委員である経営委員 <u>751,000円</u></p> <p>(3) 経営委員(前号に掲げる者を除く。) <u>684,000円</u></p> <p>第14条及び第15条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 国家公務員から出向により理事となった者の俸給月額は、第3条第3号及び第4号の規定にかかわらず、<u>864,000円</u>とする。</p>	<p>第10条～第12条 略</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第13条 非常勤役員手当の月額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 経営委員長 <u>810,000円</u></p> <p>(2) 監査委員である経営委員 <u>743,000円</u></p> <p>(3) 経営委員(前号に掲げる者を除く。) <u>677,000円</u></p> <p>第14条及び第15条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 国家公務員から出向により理事となった者の俸給月額は、第3条第3号及び第4号の規定にかかわらず、<u>855,000円</u>とする。</p>

附 則(令和7. . 改正)

(施行期日)

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条、第13条及び附則第2項の改正については、令和7年 月 日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

職員給与規程（平成31年規程第3号）の一部を次のとおり改正する。

令和7年 月 日改正
経営委員会

新	旧
<p data-bbox="181 376 358 405">職員給与規程</p> <p data-bbox="819 424 1099 839">平成31年規程第3号 平成31年1月21日制定 平成31年3月29日改正 令和2年1月9日改正 令和4年3月10日改正 令和4年11月8日改正 令和5年3月6日改正 令和5年11月30日改正 <u>令和7年 月 日改正</u></p> <p data-bbox="96 906 416 935">第1条～第9条の2 略</p> <p data-bbox="143 1002 282 1031">(扶養手当)</p> <p data-bbox="96 1050 1099 1225">第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項 <u>第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）</u>に係る扶養手当は、本俸表の等級が5等級以上であるものに対しては、支給しない。</p> <p data-bbox="96 1292 1099 1372">2 扶養手当の支給については、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族</p>	<p data-bbox="1216 376 1393 405">職員給与規程</p> <p data-bbox="1854 424 2134 791">平成31年規程第3号 平成31年1月21日制定 平成31年3月29日改正 令和2年1月9日改正 令和4年3月10日改正 令和4年11月8日改正 令和5年3月6日改正 令和5年11月30日改正</p> <p data-bbox="1128 906 1449 935">第1条～第9条の2 略</p> <p data-bbox="1176 1002 1314 1031">(扶養手当)</p> <p data-bbox="1128 1050 2134 1273">第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項 <u>第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）</u>に係る扶養手当は、本俸表の等級が5等級以上であるもの <u>（以下この条及び次条において「5等級以上職員」という。）</u>に対しては、支給しない。</p> <p data-bbox="1128 1292 2134 1372">2 扶養手当の支給については、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族</p>

新	旧
<p>とする。</p> <p><u>削除</u></p> <p>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）</u>については1人につき13,000円、<u>扶養親族たる父母等</u>については1人につき6,500円（本俸表の等級が4等級であるものにあつては、3,500円）とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</u></p> <p>第11条 <u>削除</u></p>	<p>とする。</p> <p>(1) <u>配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>については1人につき6,500円（本俸表の等級が4等級であるもの（以下この条及び次条において「4等級職員」という。）にあつては、3,500円）、<u>前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）</u>については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第11条 <u>新たに職員となった者に扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、5等級以上職員から5等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。</u></p>

新	旧
	<p>(1) <u>新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（5等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）</u></p> <p>(2) <u>扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び5等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）</u></p> <p>2 <u>扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、5等級以上職員から5等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が5等級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、5等級以上職員以外の職員から5等級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が5等級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合に</u></p>

新	旧
	<p><u>においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u></p> <p><u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p><u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p><u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（5等級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p><u>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある5等級以上職員が5等級以上職員以外の職員となった場合</u></p> <p><u>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある4等級職員が4等級職員及び5等級以上職員以外の職員となった場合</u></p> <p><u>(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で5等級以上職員以外のものが5等級以上職員となった場合</u></p>

新	旧
<p>第12条～第17条 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条 第9条第1項第1号から第3号までに規定する役職手当の支給を受ける職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に<u>勤務をした</u>場合には、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(休日に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3～6 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第19条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>(6) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で4等級職員及び5等級以上職員以外のものが4等級職員となった場合</u></p> <p>(7) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>4 <u>扶養手当の支給手続について必要な事項は、理事長が別に定める。</u></p> <p>第12条～第17条 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条 第9条第1項第1号から第3号までに規定する役職手当の支給を受ける職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に<u>勤務した</u>場合には、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>休日以外の日の午前零時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3～6 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第19条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

新	旧
<p>(1) 前項第1号に掲げる職員</p> <p>支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員</p> <p>交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 勤務地を異にする異動、国若しくは通則法第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退</p>	<p>(1) 前項第1号に掲げる職員</p> <p>支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）<u>。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員</p> <p>交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額<u>（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u>、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 勤務地を異にする異動、国若しくは通則法第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退</p>

新	旧
<p>職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）職員が国等の機関の要請に応じ退職し、引き続いて職員となるための採用及び在勤する事務所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることになった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当</u> 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）</p>	<p>職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）職員が国等の機関の要請に応じ退職し、引き続いて職員となるための採用及び在勤する事務所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることになった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）<u>でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの</u>を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>新幹線鉄道等に係る通勤手当</u> 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p>

新	旧
<p>(2) 略</p> <p><u>4 前項の規定は、新たに職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、その者が職員となった日の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</u></p> <p><u>5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>6～9 略</u></p> <p>第20条～第23条 略</p> <p>（継続雇用職員についての適用除外）</p> <p>第23条の2 第10条並びに第21条第5項及び第9項の規定は、継続雇用職員には適用しない。</p> <p>第24条～第35条 略</p>	<p>(2) 略</p> <p><u>4～7 略</u></p> <p>第20条～第23条 略</p> <p>（継続雇用職員についての適用除外）</p> <p>第23条の2 第10条、<u>第11条、第20条</u>並びに第21条第5項及び第9項の規定は、継続雇用職員には適用しない。</p> <p>第24条～第35条 略</p>

新

附 則
略

(別表 1) 職員本俸表 (第 4 条関係)

(1) 正規職員本俸表

等級 号俸	1	2	3	4	5
	円	円	円	円	円
1	209,600	280,800	359,100	473,500	551,300
2	211,300	283,600	360,900	476,500	554,200
3	213,000	286,300	362,800	479,500	557,200
4	214,700	288,900	364,500	482,500	560,200
5	217,100	291,400	366,000	485,500	563,200
6	220,100	294,200	368,000	488,500	566,200
7	222,300	296,900	370,200	491,300	569,200
8	224,500	299,500	372,500	494,200	572,200
9	226,600	300,800	374,800	497,200	575,200
10	229,200	302,500	376,800	500,100	578,200
11	231,200	304,100	379,200	503,000	581,100
12	233,300	305,900	381,500	505,700	583,900
13	235,100	307,700	384,000	508,600	586,800
14	237,200	309,300	385,700	511,200	589,700
15	239,100	310,900	387,500	513,900	592,600
16	241,200	312,800	389,700	516,600	595,500

旧

附 則
略

(別表 1) 職員本俸表 (第 4 条関係)

(1) 正規職員本俸表

等級 号俸	1	2	3	4	5
	円	円	円	円	円
1	185,200	257,600	342,400	465,100	543,800
2	186,900	260,300	344,700	468,100	546,800
3	188,600	263,000	347,000	471,100	549,800
4	190,300	265,700	349,200	474,100	552,800
5	192,000	268,200	351,300	477,100	555,800
6	193,800	270,900	353,300	480,100	558,800
7	195,400	273,600	355,500	482,900	561,800
8	197,300	276,300	357,800	485,800	564,800
9	199,000	278,600	360,100	488,800	567,800
10	200,800	280,900	362,100	491,700	570,800
11	202,600	283,200	364,500	494,600	573,700
12	204,500	285,600	366,800	497,300	576,500
13	206,200	288,000	369,300	500,200	579,400
14	208,000	290,100	371,300	502,800	582,300
15	209,700	292,600	373,600	505,500	585,200
16	211,500	294,700	376,000	508,200	588,100

新						旧					
17	<u>243,100</u>	<u>314,700</u>	<u>391,500</u>	<u>519,400</u>	<u>598,300</u>	17	<u>213,300</u>	<u>296,800</u>	<u>378,200</u>	<u>511,000</u>	<u>590,900</u>
18	<u>245,100</u>	<u>316,900</u>	<u>393,300</u>	<u>522,100</u>	<u>601,100</u>	18	<u>215,200</u>	<u>299,000</u>	<u>380,000</u>	<u>513,700</u>	<u>593,700</u>
19	<u>245,900</u>	<u>319,200</u>	<u>395,100</u>	<u>524,800</u>	<u>603,900</u>	19	<u>216,800</u>	<u>301,400</u>	<u>382,500</u>	<u>516,400</u>	<u>596,500</u>
20	<u>247,200</u>	<u>321,900</u>	<u>396,700</u>	<u>527,500</u>	<u>606,700</u>	20	<u>218,700</u>	<u>304,000</u>	<u>384,100</u>	<u>519,100</u>	<u>599,300</u>
21	<u>249,000</u>	<u>324,400</u>	<u>398,600</u>	<u>530,200</u>	<u>609,500</u>	21	<u>220,500</u>	<u>306,500</u>	<u>386,200</u>	<u>521,800</u>	<u>602,100</u>
22	<u>250,300</u>	<u>326,900</u>	<u>400,500</u>	<u>532,800</u>	<u>612,300</u>	22	<u>222,500</u>	<u>309,000</u>	<u>388,500</u>	<u>524,400</u>	<u>604,900</u>
23	<u>251,300</u>	<u>329,400</u>	<u>402,500</u>	<u>535,200</u>	<u>615,000</u>	23	<u>224,200</u>	<u>311,500</u>	<u>390,800</u>	<u>527,000</u>	<u>607,600</u>
24	<u>253,600</u>	<u>331,600</u>	<u>404,600</u>	<u>537,700</u>	<u>617,700</u>	24	<u>226,500</u>	<u>313,700</u>	<u>393,300</u>	<u>529,600</u>	<u>610,300</u>
25	<u>255,300</u>	<u>333,500</u>	<u>406,000</u>	<u>540,200</u>	<u>620,400</u>	25	<u>228,400</u>	<u>315,700</u>	<u>395,200</u>	<u>532,200</u>	<u>613,000</u>
26	<u>257,100</u>	<u>335,800</u>	<u>408,000</u>	<u>542,700</u>	<u>623,100</u>	26	<u>230,400</u>	<u>318,000</u>	<u>397,600</u>	<u>534,700</u>	<u>615,700</u>
27	<u>258,600</u>	<u>337,900</u>	<u>410,100</u>	<u>545,200</u>	<u>625,800</u>	27	<u>232,500</u>	<u>320,400</u>	<u>400,000</u>	<u>537,200</u>	<u>618,400</u>
28	<u>260,000</u>	<u>339,400</u>	<u>411,800</u>	<u>547,700</u>	<u>628,500</u>	28	<u>234,200</u>	<u>322,900</u>	<u>402,400</u>	<u>539,700</u>	<u>621,100</u>
29	<u>261,500</u>	<u>340,800</u>	<u>413,900</u>	<u>550,200</u>	<u>631,100</u>	29	<u>236,000</u>	<u>324,800</u>	<u>404,600</u>	<u>542,200</u>	<u>623,700</u>
30	<u>263,200</u>	<u>342,800</u>	<u>416,100</u>	<u>552,600</u>	<u>633,700</u>	30	<u>238,100</u>	<u>327,300</u>	<u>407,000</u>	<u>544,600</u>	<u>626,300</u>
31	<u>265,100</u>	<u>344,800</u>	<u>418,200</u>	<u>555,000</u>	<u>636,300</u>	31	<u>240,200</u>	<u>329,600</u>	<u>409,400</u>	<u>547,000</u>	<u>628,900</u>
32	<u>267,000</u>	<u>346,700</u>	<u>420,200</u>	<u>557,400</u>	<u>638,800</u>	32	<u>242,400</u>	<u>332,000</u>	<u>411,800</u>	<u>549,400</u>	<u>631,400</u>
33	<u>269,000</u>	<u>348,500</u>	<u>421,800</u>	<u>559,800</u>	<u>641,300</u>	33	<u>244,400</u>	<u>334,300</u>	<u>414,000</u>	<u>551,800</u>	<u>633,900</u>
34	<u>270,800</u>	<u>350,000</u>	<u>424,000</u>	<u>562,100</u>	<u>643,800</u>	34	<u>246,500</u>	<u>336,300</u>	<u>416,500</u>	<u>554,100</u>	<u>636,400</u>
35	<u>272,700</u>	<u>351,300</u>	<u>425,900</u>	<u>564,400</u>	<u>646,200</u>	35	<u>248,700</u>	<u>338,300</u>	<u>418,800</u>	<u>556,400</u>	<u>638,800</u>
36	<u>274,700</u>	<u>352,400</u>	<u>428,000</u>	<u>566,700</u>	<u>648,600</u>	36	<u>250,800</u>	<u>339,800</u>	<u>421,300</u>	<u>558,700</u>	<u>641,200</u>
37	<u>277,000</u>	<u>354,800</u>	<u>430,100</u>	<u>569,000</u>	<u>651,000</u>	37	<u>253,100</u>	<u>342,600</u>	<u>423,400</u>	<u>561,000</u>	<u>643,600</u>
38	<u>278,900</u>	<u>356,900</u>	<u>432,500</u>	<u>571,200</u>	<u>653,300</u>	38	<u>255,200</u>	<u>345,100</u>	<u>425,800</u>	<u>563,200</u>	<u>645,900</u>
39	<u>280,700</u>	<u>359,100</u>	<u>434,800</u>	<u>573,400</u>	<u>655,600</u>	39	<u>257,200</u>	<u>347,600</u>	<u>428,200</u>	<u>565,400</u>	<u>648,200</u>
40	<u>282,500</u>	<u>361,300</u>	<u>437,200</u>	<u>575,600</u>	<u>657,900</u>	40	<u>259,100</u>	<u>350,000</u>	<u>430,600</u>	<u>567,600</u>	<u>650,500</u>
41	<u>283,800</u>	<u>363,500</u>	<u>439,600</u>	<u>577,800</u>	<u>660,100</u>	41	<u>260,500</u>	<u>352,500</u>	<u>433,000</u>	<u>569,800</u>	<u>652,700</u>

新						旧					
42	<u>285,300</u>	<u>365,300</u>	<u>441,500</u>	<u>579,900</u>	<u>662,300</u>	42	<u>262,200</u>	<u>354,900</u>	<u>435,000</u>	<u>571,900</u>	<u>654,900</u>
43	<u>286,800</u>	<u>367,700</u>	<u>443,800</u>	<u>582,000</u>	<u>664,500</u>	43	<u>264,000</u>	<u>357,600</u>	<u>437,300</u>	<u>574,000</u>	<u>657,100</u>
44	<u>288,200</u>	<u>369,900</u>	<u>446,000</u>	<u>584,100</u>	<u>666,600</u>	44	<u>265,800</u>	<u>360,100</u>	<u>439,500</u>	<u>576,100</u>	<u>659,200</u>
45	<u>289,600</u>	<u>371,900</u>	<u>447,700</u>	<u>586,200</u>	<u>668,700</u>	45	<u>267,700</u>	<u>362,600</u>	<u>441,200</u>	<u>578,200</u>	<u>661,300</u>
46	<u>291,100</u>	<u>374,200</u>	<u>449,500</u>	<u>588,200</u>	<u>670,800</u>	46	<u>269,700</u>	<u>365,200</u>	<u>443,000</u>	<u>580,200</u>	<u>663,400</u>
47	<u>292,500</u>	<u>376,100</u>	<u>451,600</u>	<u>590,200</u>	<u>672,800</u>	47	<u>271,400</u>	<u>367,800</u>	<u>445,100</u>	<u>582,200</u>	<u>665,400</u>
48	<u>294,100</u>	<u>378,500</u>	<u>453,600</u>	<u>592,200</u>	<u>674,800</u>	48	<u>273,200</u>	<u>370,500</u>	<u>447,100</u>	<u>584,200</u>	<u>667,400</u>
49	<u>294,600</u>	<u>380,500</u>	<u>455,300</u>	<u>594,100</u>	<u>676,800</u>	49	<u>275,000</u>	<u>373,000</u>	<u>448,800</u>	<u>586,100</u>	<u>669,400</u>
50	<u>295,800</u>	<u>383,200</u>	<u>457,000</u>	<u>596,000</u>	<u>678,700</u>	50	<u>276,600</u>	<u>375,700</u>	<u>450,500</u>	<u>588,000</u>	<u>671,300</u>
51	<u>297,400</u>	<u>385,500</u>	<u>458,900</u>	<u>597,900</u>	<u>680,500</u>	51	<u>278,200</u>	<u>378,300</u>	<u>452,400</u>	<u>589,900</u>	<u>673,100</u>
52	<u>298,200</u>	<u>387,600</u>	<u>460,800</u>	<u>599,800</u>	<u>682,400</u>	52	<u>279,700</u>	<u>380,900</u>	<u>454,300</u>	<u>591,800</u>	<u>675,000</u>
53	<u>299,500</u>	<u>389,700</u>	<u>462,500</u>	<u>601,700</u>	<u>684,200</u>	53	<u>281,500</u>	<u>383,400</u>	<u>456,100</u>	<u>593,700</u>	<u>676,800</u>
54	<u>300,600</u>	<u>391,900</u>	<u>464,200</u>	<u>603,500</u>	<u>686,000</u>	54	<u>282,900</u>	<u>385,900</u>	<u>457,800</u>	<u>595,500</u>	<u>678,600</u>
55	<u>301,600</u>	<u>393,900</u>	<u>465,900</u>	<u>605,300</u>	<u>687,800</u>	55	<u>284,300</u>	<u>388,300</u>	<u>459,600</u>	<u>597,300</u>	<u>680,400</u>
56	<u>302,700</u>	<u>396,000</u>	<u>467,500</u>	<u>607,100</u>	<u>689,500</u>	56	<u>285,700</u>	<u>390,700</u>	<u>461,200</u>	<u>599,100</u>	<u>682,100</u>
57	<u>303,700</u>	<u>398,100</u>	<u>469,000</u>	<u>608,900</u>	<u>691,200</u>	57	<u>286,900</u>	<u>393,000</u>	<u>462,800</u>	<u>600,900</u>	<u>683,800</u>
58	<u>304,400</u>	<u>400,100</u>	<u>470,400</u>	<u>610,600</u>	<u>692,900</u>	58	<u>287,800</u>	<u>395,100</u>	<u>464,300</u>	<u>602,600</u>	<u>685,500</u>
59	<u>305,600</u>	<u>402,200</u>	<u>472,000</u>	<u>612,300</u>	<u>694,500</u>	59	<u>289,000</u>	<u>397,200</u>	<u>465,900</u>	<u>604,300</u>	<u>687,100</u>
60	<u>306,400</u>	<u>404,300</u>	<u>473,600</u>	<u>614,000</u>	<u>696,100</u>	60	<u>289,800</u>	<u>399,300</u>	<u>467,500</u>	<u>606,000</u>	<u>688,700</u>
61	<u>307,300</u>	<u>406,300</u>	<u>475,200</u>	<u>615,700</u>	<u>697,700</u>	61	<u>290,900</u>	<u>401,300</u>	<u>469,100</u>	<u>607,700</u>	<u>690,300</u>
62	<u>308,400</u>	<u>408,200</u>	<u>476,700</u>	<u>617,300</u>	<u>699,200</u>	62	<u>292,000</u>	<u>403,200</u>	<u>470,600</u>	<u>609,300</u>	<u>691,800</u>
63	<u>309,100</u>	<u>409,900</u>	<u>478,000</u>	<u>618,900</u>	<u>700,700</u>	63	<u>293,000</u>	<u>405,000</u>	<u>471,900</u>	<u>610,900</u>	<u>693,300</u>
64	<u>309,800</u>	<u>411,700</u>	<u>479,500</u>	<u>620,500</u>	<u>702,200</u>	64	<u>294,200</u>	<u>406,800</u>	<u>473,400</u>	<u>612,500</u>	<u>694,800</u>
65	<u>310,600</u>	<u>413,400</u>	<u>480,800</u>	<u>622,100</u>	<u>703,600</u>	65	<u>295,400</u>	<u>408,500</u>	<u>474,700</u>	<u>614,100</u>	<u>696,200</u>
66	<u>311,500</u>	<u>415,000</u>	<u>482,000</u>	<u>623,600</u>	<u>705,000</u>	66	<u>296,300</u>	<u>410,100</u>	<u>475,900</u>	<u>615,600</u>	<u>697,600</u>

新						旧					
67	312,100	416,700	483,300	625,100	706,400	67	297,500	411,800	477,200	617,100	699,000
68	312,600	418,300	484,600	626,600	707,700	68	298,500	413,400	478,500	618,600	700,300
69	313,400	419,900	485,600	628,100	709,000	69	299,600	415,000	479,500	620,100	701,600
70	313,900	421,400	486,800	629,500	710,300	70	300,600	416,500	480,700	621,500	702,900
71	314,800	422,700	488,000	630,900	711,500	71	301,500	417,800	481,900	622,900	704,100
72	315,400	424,200	489,200	632,300	712,700	72	302,500	419,300	483,100	624,300	705,300
73	315,800	425,500	490,200	633,700	713,900	73	303,400	420,600	484,100	625,700	706,500
74	316,300	426,700	491,300	635,000	715,000	74	304,300	421,800	485,200	627,000	707,600
75	317,000	427,900	492,400	636,300	716,100	75	305,000	423,100	486,300	628,300	708,700
76	317,100	429,200	493,500	637,600	717,200	76	305,500	424,500	487,400	629,600	709,800
77	318,100	430,300	494,400	638,900	718,200	77	306,500	425,600	488,300	630,900	710,800
78	318,500	431,600	495,300	639,900	719,200	78	307,200	426,900	489,200	631,900	711,800
79	318,900	432,900	496,300	640,900	720,200	79	308,000	428,200	490,200	632,900	712,800
80	319,500	434,200	497,300	641,900	721,100	80	308,900	429,500	491,200	633,900	713,700
81	319,900	435,300	498,200	642,900	722,000	81	309,300	430,600	492,100	634,900	714,600
82	320,400	436,500	499,100	643,800	722,900	82	310,000	431,800	493,000	635,800	715,500
83	320,600	437,600	500,100	644,700	723,600	83	310,200	432,900	494,000	636,700	716,200
84	321,000	438,800	501,100	645,600	724,300	84	310,900	434,100	495,000	637,600	716,900
85	321,500	439,800	501,800	646,500	725,000	85	311,500	435,100	495,700	638,500	717,600
86	321,800	440,900	502,700	647,200	725,600	86	312,000	436,200	496,600	639,200	718,200
87	322,300	442,000	503,600	647,900	726,200	87	312,500	437,300	497,500	639,900	718,800
88	322,600	443,100	504,500	648,600	726,800	88	313,100	438,400	498,400	640,600	719,400
89	322,700	443,900	505,100	649,300	727,300	89	313,200	439,200	499,000	641,300	719,900
90		444,900	506,000	650,000	727,800	90		440,200	499,900	642,000	720,400
91		445,900	506,900	650,700	728,300	91		441,200	500,800	642,700	720,900

新					
92		446,900	507,700	651,400	728,700
93		447,700	508,400	652,100	729,100
94		448,500	508,900	652,600	729,500
95		449,400	509,700	653,100	729,900
96		450,200	510,400	653,600	730,300
97		450,900	511,300	654,100	730,700
98		451,600	512,000	654,600	731,000
99		452,400	512,800	655,100	731,300
100		453,200	513,600	655,600	731,600
101		453,800	514,400	656,100	731,900
102		454,400	515,200	656,400	732,200
103		455,100	516,000	656,700	732,500
104		455,800	516,800	657,000	732,700
105		456,300	517,500	657,300	732,900
106		456,900	518,300	657,500	733,100
107		457,500	519,100	657,700	733,300
108		458,100	519,900	657,900	733,500
109		458,800	520,500	658,100	733,700

旧					
92		442,200	501,600	643,400	721,300
93		443,000	502,300	644,100	721,700
94		443,800	502,800	644,600	722,100
95		444,700	503,600	645,100	722,500
96		445,500	504,300	645,600	722,900
97		446,200	505,200	646,100	723,300
98		446,900	505,900	646,600	723,600
99		447,700	506,700	647,100	723,900
100		448,500	507,500	647,600	724,200
101		449,100	508,300	648,100	724,500
102		449,700	509,100	648,400	724,800
103		450,400	509,900	648,700	725,100
104		451,100	510,700	649,000	725,300
105		451,600	511,400	649,300	725,500
106		452,200	512,200	649,500	725,700
107		452,800	513,000	649,700	725,900
108		453,400	513,800	649,900	726,100
109		454,100	514,400	650,100	726,300

(2) 運用専門職員本俸表

等級	1	2	3	4	5	6
号俸						
	円	円	円	円	円	円
1	316,300	383,300	491,600	552,600	675,400	766,100

(2) 運用専門職員本俸表

等級	1	2	3	4	5	6
号俸						
	円	円	円	円	円	円
1	293,400	373,200	482,700	545,100	668,000	757,700

新								旧							
2	337,000	403,200	513,200	574,100	701,100	790,600		2	312,600	392,600	503,900	566,300	693,400	781,900	
3	357,600	423,000	534,700	596,500	726,500	815,000		3	331,700	411,900	525,000	588,400	718,500	806,000	
4	378,200	442,900	556,200	619,100	752,000	839,700		4	350,800	431,300	546,100	610,600	743,700	830,400	
5	398,800	462,800	577,600	641,800	777,500	864,100		5	369,900	450,700	567,200	633,000	768,900	854,600	
6	419,300	482,700	599,200	664,300	802,700	888,500		6	389,000	470,000	588,400	655,200	793,900	878,700	
7	439,900	502,600	620,700	685,700	828,500	913,000		7	408,100	489,400	609,500	676,300	819,400	902,900	
8	460,600	522,400	642,200	707,200	853,900	937,200		8	427,300	508,700	630,600	697,500	844,500	926,900	
9	481,200	542,300	663,700	728,500	879,400	962,000		9	446,400	528,100	651,700	718,600	869,700	951,400	
10		562,200	685,200	750,200	904,700	977,200		10		547,500	672,800	740,000	894,700	966,400	
11		582,100	706,800	771,700	930,100	1,000,600		11		566,800	694,000	761,200	919,900	989,600	
12			728,300	793,100	955,900	1,024,000		12			715,100	782,300	945,400	1,012,700	
13			749,800	814,600	981,300	1,047,400		13			736,200	803,500	970,500	1,035,900	
14				836,000	1,006,700	1,070,700		14				824,600	995,600	1,058,900	
15				857,800	1,032,100	1,094,500		15				846,100	1,020,700	1,082,400	
16				879,100	1,057,600	1,117,800		16				867,100	1,045,900	1,105,500	
17				900,500	1,082,200	1,127,900		17				888,200	1,070,300	1,115,500	
18				921,900	1,106,600	1,150,300		18				909,300	1,094,400	1,137,600	
19				943,300	1,131,100	1,172,600		19				930,400	1,118,600	1,159,700	
20				964,700	1,155,400	1,195,100		20				951,500	1,142,700	1,181,900	
21				986,100	1,179,800	1,217,600		21				972,600	1,166,800	1,204,200	
22				1,007,500	1,190,000	1,227,900		22				993,700	1,176,900	1,214,400	
23				1,028,700	1,212,600	1,238,000		23				1,014,700	1,199,200	1,224,400	
24				1,050,100	1,235,000	1,258,400		24				1,035,800	1,221,400	1,244,500	
25				1,071,500	1,257,400	1,266,600		25				1,056,900	1,243,500	1,252,600	

新						旧							
26					1,265,400	1,274,600	26					1,251,500	1,260,600
27					1,273,500	1,295,000	27					1,259,500	1,280,700
28					1,281,600	1,303,100	28					1,267,500	1,288,700
29					1,289,900	1,311,200	29					1,275,700	1,296,800
30					1,310,100	1,331,600	30					1,295,700	1,316,900
31					1,318,500	1,340,000	31					1,304,000	1,325,200
32					1,326,700	1,348,100	32					1,312,100	1,333,200
33					1,345,000	1,366,500	33					1,330,200	1,351,400
34					1,353,100	1,374,500	34					1,338,200	1,359,400
35					1,371,400	1,392,800	35					1,356,300	1,377,500
36					1,389,700	1,411,100	36					1,374,400	1,395,600
37					1,408,000	1,429,500	37					1,392,500	1,413,700
38					1,426,400	1,447,800	38					1,410,700	1,431,800
39					1,444,900	1,466,400	39					1,429,000	1,450,200
40					1,463,300	1,484,700	40					1,447,200	1,468,300
41					1,481,600	1,509,000	41					1,465,300	1,492,400
42					1,500,000	1,533,400	42					1,483,500	1,516,500
43					1,518,300	1,557,700	43					1,501,600	1,540,500
44					1,536,700	1,582,000	44					1,519,800	1,564,600
45					1,555,000	1,606,400	45					1,537,900	1,588,700
46					1,573,400	1,630,700	46					1,556,100	1,612,700
47					1,591,700	1,655,000	47					1,574,200	1,636,800
48					1,610,100	1,679,400	48					1,592,400	1,660,900
49					1,628,400	1,703,800	49					1,610,500	1,685,000
50					1,646,800	1,728,000	50					1,628,700	1,709,000

新							旧						
51					1,665,100	1,752,400	51					1,646,800	1,733,100
52					1,683,600	1,776,800	52					1,665,000	1,757,200
53					1,702,000	1,801,000	53					1,683,200	1,781,200
54					1,720,300	1,825,400	54					1,701,300	1,805,300
55					1,738,700	1,849,800	55					1,719,500	1,829,400
56					1,757,000	1,874,200	56					1,737,600	1,853,500
57					1,775,400	1,898,400	57					1,755,800	1,877,500
58					1,793,700	1,922,800	58					1,773,900	1,901,600
59					1,812,100	1,947,200	59					1,792,100	1,925,700
60					1,830,400	1,971,400	60					1,810,200	1,949,700

(別表1の2) 継続雇用職員本俸表 (第4条の2関係)

区分	常勤職員	非常勤職員	
		週4日	週3日
4号職員	355,400円	284,300円	213,200円
3号職員	322,700円	258,200円	193,600円
2号職員	286,000円	228,800円	171,600円
1号職員	235,600円	188,500円	141,400円

備考 略

(別表2) 略

(別表3) 略

(別表1の2) 継続雇用職員本俸表 (第4条の2関係)

区分	常勤職員	非常勤職員	
		週4日	週3日
4号職員	350,500円	280,400円	210,300円
3号職員	318,100円	254,500円	190,900円
2号職員	281,800円	225,400円	169,100円
1号職員	232,100円	185,700円	139,300円

備考 略

(別表2) 略

(別表3) 略

附 則（令和7. . 改正）

（施行期日）

1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表1及び別表1の2の改正については、令和7年 月 日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の職員給与規程第10条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、本俸表の等級が4等級であるものに対しては」と、同条第2項中「（5）重度心身障害者」とあるのは「（5）重度心身障害者 （6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。